## 共通仕様書(建設関連業務)[設計業務] 新旧対照表

	現行条文(平成27年10月)													
章	節	条	項	項以下	章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1		1109	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。	1		1109	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし8名までとする。	国共通仕様書に準拠
							1		1139	1		新技術の活用について	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。  1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完ない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。  2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が、でとり、ただし、活用効果評価の結果、継続調査が、でとり、ただし、活用効果評価の結果、継続調査が、でとり、ただし、活用効果評価の結果、継続調査が、でとり、といる技術)は活用効果評価の結果、継続調査が、でとり、といる技術」は活用効果調査表の提出を要しない。	国共通仕様書に準拠

## 共通仕様書(建設関連業務)[設計業務] 新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							
章 節	条	項	項以下	章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	Ŕ	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1209		11		受注者は、概略設計または予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。この提案は概略設計または予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。								受注者は、概略設計または予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。この提案は概略設計または予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	国共通仕様書に準拠
1	1209		12		受注者は、概略設計または予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。								受注者は、概略設計または予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術(NETIS掲載期間終了技術を含む)に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	国共通仕様書に準拠